総務常任委員会資料 2024年(令和6年)3月5日 総務局総務管理室総務課・情報管理課

議案第4号関連資料 明石市個人番号の利用に関する条例の一部改正(案)の概要

1 改正の目的

個人番号を利用した事務の実施及び情報連携については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)」に基づいて実施しています。

この度、法改正があったことに伴う規定の整備を行うほか、市民の利便性の向上 に資するため、個人番号を利用した市の独自事務(以下「独自利用事務」という。) の追加等を行うため、「明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号。 以下「条例」という。)」の一部改正を行います。

2 改正の概要

(1) 法改正に伴う規定の整備(第2条、第4条関係)

他の行政機関等が保有する特定の個人情報について、ネットワークシステムを 使って照会・提供(情報連携)することが可能な事務の一覧が、法別表第二に規 定されていましたが、法改正により別表第二が廃止されたことに伴い、規定の整 備を行います。

なお、廃止された法別表第二の内容は、各事務について規定している主務省令 において新規制定される予定です。

- (2) 独自利用事務の追加等(別表関係)
 - ア 地域生活支援事業の実施に関する事務【追加】日常生活用具給付事業や移動支援事業等の実施 (利用する情報)所得情報
 - イ 準公営住宅及び特別市営住宅の管理に関する事務【追加】 公営住宅法等に基づかない市営住宅の管理に関する事務の実施 (利用する情報)生活保護関連情報、障害者手帳情報等
 - ウ 外国人の生活保護の措置に関する事務【修正】 被保護者健康管理支援事業の特定健診情報が連携されることに伴う修正

3 施行日

- (1) 法改正に伴う改正 法の施行日(令和6年5月末頃を想定)
- (2) 独自利用事務の追加等 令和6年4月1日